那覇広域都市計画公園の変更
（沖縄県決定）
5・5・那5号 首里城公園
総　括　図　（案）

A0 S=1：10,000
A3 S=1：30,000

市 計 画 図

2024年（令和6年）3月時点
の内容を表示したものです。
上直接または間接の損失や損害等について、
那覇市役所都市みらい部都市計画課で

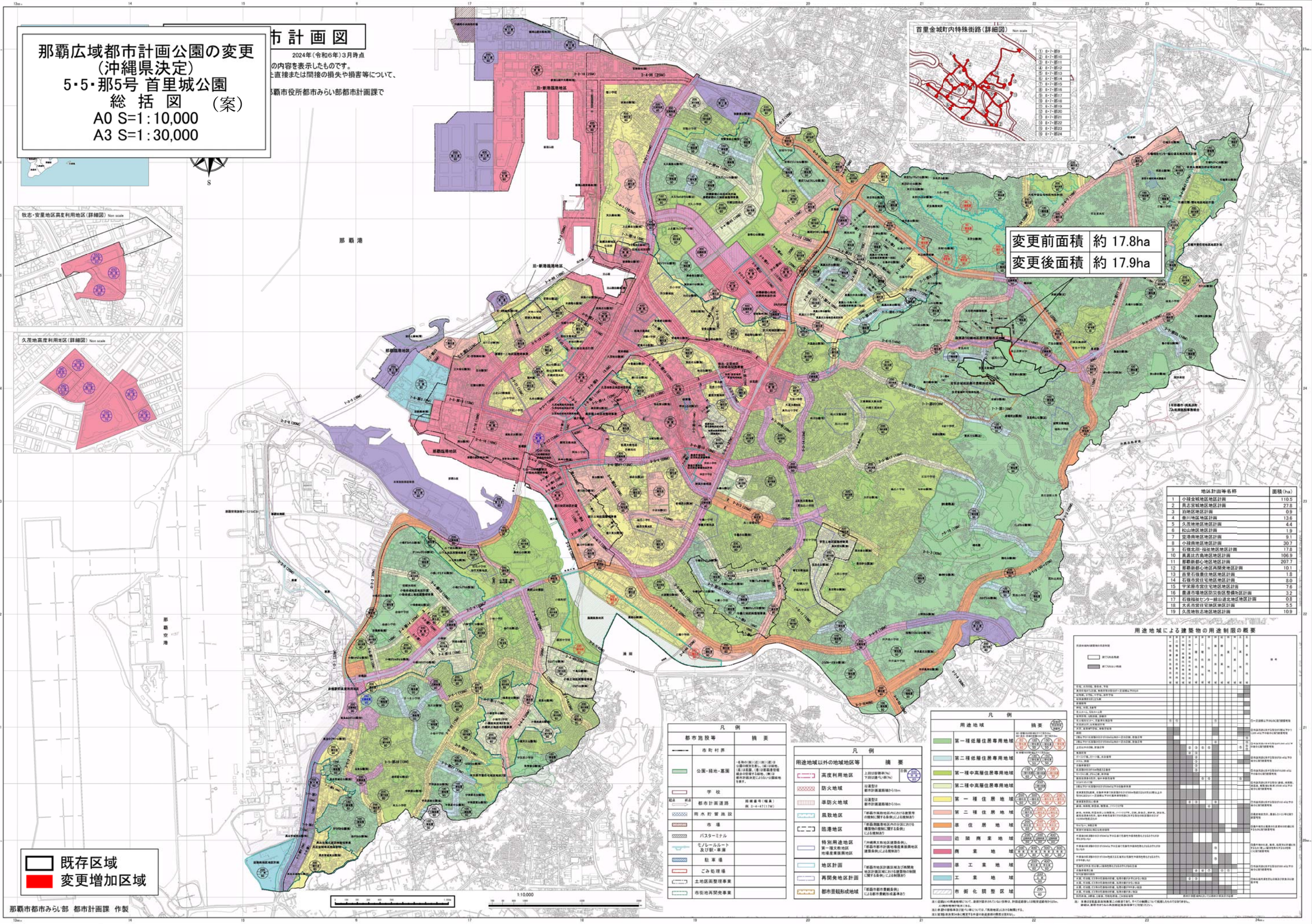

	地区計画等名称	面積（ha）
1	小禄金城地区地区計画	110.5
2	具志宮城地区地区計画	27.8
3	泊地区地区計画	0.9
4	奥川地区地区計画	13.6
5	久茂地地区地区計画	4.4
6	松山地区地区計画	1.9
7	空港南地区地区計画	9.1
8	小禄南地区地区計画	30.7
9	石嶺北部・福祉地区地区計画	17.8
10	具志比古島地区地区計画	106.9
11	那覇新都心地区地区計画	207.7
12	那覇新都心地区再開発地区計画	10.1
13	首里石嶺豊見地区地区計画	1.8
14	石嶺市営住宅地区地区計画	8.0
15	宇栄原市営住宅地区地区計画	7.6
16	鏡洲市場地区防災街区整備地区計画	3.2
17	石嶺福祉センター緑谷運転地区地区計画	0.8
18	大名市営住宅地区地区計画	5.5
19	久茂地牧志地区地区計画	10.9

凡　例

都市施設等	摘　要
市町村界	
公園・緑地・墓園	名称の頭文字を用いた記号は公園の種別を表し、緑は緑地、墓は墓園、建は都市基幹公園、風は都市計画決定によらない公園緑地を表す。
学校	
都市計画道路	路線番号（幅員）例 3・4・47（17M）
雨水貯留施設	
市場	
バスターミナル	
モノレールルート及び駅・車庫	
駐車場	
ごみ処理場	
土地区画整理事業	
市街地再開発事業	

凡　例

用途地域以外の地域地区等	摘　要
高度利用地区	上段は容積率(%)　下段は建ぺい率(%)　分母 / 分子
防火地域	沿道型は都市計画道路端から18m
準防火地域	沿道型は都市計画道路端から18m
風致地区	「那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例」による規制あり
臨港地区	「那覇臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」による規制あり
特別用途地区 第一種文教地区 地場産業振興地区	「沖縄県文教地区建築条例」、「那覇市都市計画地場産業振興地区建築条例」による規制あり
地区計画	「那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域における建築物の制限に関する条例」による制限あり
再開発地区計画	
都市景観形成地域	「那覇市都市景観形成基準あり」

凡　例

用途地域	摘　要
第一種低層住居専用地域	建ぺい率(%)　容積率(%)　第一種低層住居専用地域 40/80　第二種低層住居専用地域 50/100　第一種中高層住居専用地域 50/150　第二種中高層住居専用地域 60/200
第二種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域 50/100　第二種低層住居専用地域 50/100　第一種中高層住居専用地域 50/150　第二種中高層住居専用地域 60/200
第一種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域 50/100　第二種低層住居専用地域 50/100　第一種中高層住居専用地域 50/150　第二種中高層住居専用地域 60/200
第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域 50/100　第二種低層住居専用地域 50/100　第一種中高層住居専用地域 50/150　第二種中高層住居専用地域 60/200
第一種住居地域	200/80（第一種住居地域 200/80）　第二種住居地域 200/80　準住居地域 200/80　近隣商業地域 300/80　商業地域 300/80
第二種住居地域	200/80（第一種住居地域 200/80）　第二種住居地域 200/80　準住居地域 200/80　近隣商業地域 300/80　商業地域 300/80
準住居地域	200/80（第一種住居地域 200/80）　第二種住居地域 200/80　準住居地域 200/80　近隣商業地域 300/80　商業地域 300/80
近隣商業地域	200/80（第一種住居地域 200/80）　第二種住居地域 200/80　準住居地域 200/80　近隣商業地域 300/80　商業地域 300/80
商業地域	200/80（第一種住居地域 200/80）　第二種住居地域 200/80　準住居地域 200/80　近隣商業地域 300/80　商業地域 300/80
準工業地域	200/80（第一種住居地域 200/80）　第二種住居地域 200/80　準住居地域 200/80　近隣商業地域 300/80　商業地域 300/80
工業地域	200/60
市街化調整区域	200/60

注1）道路幅員が狭い区域では、道路が確保されていない区画等は、許容道路幅員（以下「許容道路幅員」という）を12m、メートル制限を物理的に有する。
注2）容積率の容積率及び建ぺい率については、「用途地域における制限」による。
注3）容積率は、道路幅員（許容道路幅員）に対する容積率（許容道路幅員）の割合（比率）による。

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で非住宅部分が50m²以下かつ住宅部分が非住宅部分の2分の1以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
専修学校等で床面積が500m²以下かつ3階以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場（小規模住宅に附属するもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
床面積150m²以下の店舗等で2階以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗、飲食店等で床面積150m²を超え500m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗、飲食店等で床面積500m²を超え1,500m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗、飲食店等で床面積1,500m²を超え3,000m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗、飲食店等で床面積3,000m²を超える建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等で床面積2,000m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等で床面積2,000m²を超える建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
遊技場（麻雀荘、ゲームセンター、カラオケボックス等）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
単独車庫（附属車庫を除く）で床面積150m²を超える建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
畜舎（15m²を超えるもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工場で作業場の床面積が150m²を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫で2階以下かつ300m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫で2階以下かつ300m²を超え1,500m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫で2階以下かつ1,500m²を超える建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫で3階以上の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
倉庫業倉庫以外の倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
畜舎（15m²を超えるもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工場で作業場の床面積が150m²を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
危険物の貯蔵、処理の量が指定数量の150倍を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫以外の車庫で2階以下かつ300m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫以外の車庫で2階以下かつ300m²を超え1,500m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫以外の車庫で2階以下かつ1,500m²を超える建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫以外の車庫で3階以上の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫で2階以下かつ300m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫で2階以下かつ300m²を超え1,500m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫で2階以下かつ1,500m²を超える建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫で3階以上の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫、倉庫業倉庫以外の倉庫で2階以下かつ300m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫、倉庫業倉庫以外の倉庫で2階以下かつ300m²を超え1,500m²以下の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫、倉庫業倉庫以外の倉庫で2階以下かつ1,500m²を超える建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫、倉庫業倉庫以外の倉庫で3階以上の建築物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別表第1に掲げる建築物	都市計画区域内及びその区域外で指定区分以外												

注）本表は原則として建築物の用途の概要であり、すべての制限について規定したものではありません。
詳細は、那覇市役所みらい部都市計画課（電話番号098-862-8500）にお問い合わせください。

地図については、国土地理院長の承認を得て、基盤地図情報を使用したものです。（承認番号：平26.3.25）

那覇市都市みらい部　都市計画課　作製